毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行) 発行人 大

分 県

編集 佐伯印刷㈱

(定価 一箇年 三万八千八百八十円)

		1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	- /-	ĺ		
令和三	八六号	地先まで 日田市大字夜明字エゴー八三七番八	三七番八	後 	,一 九七 · 八	九 四 五
ナノ人にハキー	火	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	~~~~~	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	~~~~~	
•		一十七年法律第百八十号)	9) 第十八	第十八条第一項の規定により、		次のように道路の
告 示	更する。					
道路区域の変更(二件)	<ul><li>:一 その関係図面は、</li></ul>	令和三年八月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて	ら二週間	大分県土木建筑	梁部道路保全調	味に備え置いて
道路の供用開始	:- 一般の縦覧に供する。	<b>ે</b> ં				
急傾斜地崩壊危険区域の指定	·:二 令和三年八月十日	Ė				
公告			大分	大分県知事 広	瀬	勝貞
競争入札参加者の資格に関する公示開発行為の完了	…三 道路の種類	国間	前後 別	敷地の幅員	延長	備考
監査結果こ関する措置伏兄の公表(定期監査)	· 二 四	l	前 A	ー イ・メ ー・トル 五 ル	八 メ 四 l ・ ト	は、関 と は、関 A
	■ 鶴停車場線 - 県道和田大	日田市大字鶴河内字年ノ二三七二番三から日田市大字鶴河内字年戸	A	一	八四	Ō
○告 示	神二三		後	九.		
大分県告示第五百八号			В		力	力・○
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路	0		***************************************	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
区域を変更する。	大分県告示第五百十号	号				
その関係図面は、令和三年八月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置い	て 道路法(昭和)	一十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、	9) 第十八	条第二項の規定		次のように道路の
一般の縦覧に供する。	供用を開始する。					
令和三年八月十日	その関係図面は、	令和三年八月十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて	ら二週間	大分県土木建筑	梁部道路保全調	味に備え置いて
大分県知事 広 瀬 勝	貞一般の縦覧に供する。	ૢ૽ૺ				
及び路線名     区     間     反域変更     敷地の幅員     延     長	令和三年八月十日	H H	大分	大分県知事 広	瀬	勝貞
日田市大字夜明字川崎一八○五番一  前  一七・三  九四	・五 道路の種類及び路線名トル	供	用開開始	区間	供用	用開始年月日
· 九·八		◎線   日田市大字鶴河内字岩戸二三七二番三から	内字岩戸	二三七二番三-	から             	· 八·一六

令和三年八月十日

大分県報 (告示)

令和三年八月十日

大分県報 (告示)

12	徳浦 原	-				Г
プローサミーで川心糸ノブ糸の耳伯の音グ						
かっ一号までを頂欠吉しざ泉の東則の祁子)						
結んだ線の東側の部分)及び二五三番の一部(標柱十三号				大手 五七三番一の一部(漂注六号と七号を結んだ		
の東側の部分)、二四三番の一部(標柱十三号と十四号を				一   一番の一部(標柱六号と七号を結んだ線の東側の部分)		
八番三 二三九番の一部(樗村十三号と十匹号を結んだ縛				一部(標柱六号と七号を結んだ線の東側の部分)及び五五		
「長と十二号を終み大彩の世間の音気」 二三五者二 二三十				の東側の部分) 五五〇番匹 五五〇番五 五五〇番六の		
テニーテと古しざ泉の垣側の形を一、二三五路二、二三一				の言うと、「正正)をは、「本正)を正さいを言いている。		
を結んだ線の西側の郭分)、二三五番一の一郭(漂注十一				の形分)、丘丘の春三り一郎(栗主いみこごみと古して頃		
の西側の部分)、二三三番三の一部(標柱十一号と十二号				┃ 一、五五○番二の一部(標柱六号と七号を結んだ線の東側		
分)   二三二番二の一部(樗柱十一号と十二号を結んだ縞				(標柱六号と七号を結んだ線の東側の部分)、五五○番		
一の一音(標札十一号と十二号を新み大線の四個の音				までを順次結んだ線の北側の部分)、五匹六番二の一部		
一つの「悪主」のティーに表して見り回りの「						ì
と十二号を結んだ線の西側の部分)、二三二番、二三三番				木	;	乔
結んだ線の北側の部分)、二三一番二の一部(標柱十一号				一海添 一上大で	海 日杵市	二号海
線の北側の部分)、二二六番の一部(標柱十号と十一号を				(標柱一号から三号までを順次結んだ線の東側の部分)		
個の音分    一日番の一音(標札十号と十一号を終みた				三号を糸とす糸の夏伽の音を一万で丑ノ〇ラギニの一章		
一切の形分)、二二三番の一郎(栗庄上みこと一寿と吉しご)(2)(1)(1)(1)(1)(1)(1))。				三寺を吉んざ泉り東則り部分)及げ丘へつ六番二の一部		
二一五番の一部(票主十号と十一号を結んだ						
一四番の一部(標柱十号と十一号を結んだ線の北側の部						
三番、一九四番一、一九四番二、一九五番、一九六番、二				八○二番、五八○三番の一部(標柱二号と三号を結んだ第		
一   八九番   九一番   九二番   一九二番   一九				「おんた緩の南側の竒乞」「まげ〇一番」まげ〇一番二十五		
と一号で糸ノナ糸の耳側の音グ 一ノノ者 一ノノ者				「おきまりすりのです。 「もくしまっしょう」 「おっこう」 ( ) イン・コン・オーキット・コン・カー・コン・カー・コン・カー・コン・カー・コン・カー・コン・カー・コン・カー・コン・カー・コン・カー・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・コン・		
上十号を吉んだ泉の東則の部分)、一八八番一、一八八番				番まで、五八○○番の一部(票注二号から七号までを順か		
号を結んだ線の北側の部分)、一八七番の一部(標柱九号				の北側の部分)、五七九二番一、五七九三番から五七九ヵ		
んだ線の東側の部分)、一八六番の一部(標柱十号と十一				七九○番二の一部(標柱九号から二号までを順次結んだ娘		
五まで、一七六番、一七七番の一部(標柱九号と十号を結	町			一一の一部(標柱八号と九号を結んだ鋳の北側の部分)、五一		
一三六番   から   三六番四まて   三七番   から   三七番	福浦宮	津ク見	福浦宮	から一奏者で参加沙糸みた糸の用側の音奏)。五七万二名		
	HV4H 7-1	世し		から一号はでと質欠苦しざ泉のヒ則の形分)、丘二人二を一番・万治の下作の音楽で、ニューノニネーの一音(枯れ)と		
部(標柱三号から五号までを順次結んだ線の西側の部分)				結んだ線の西則の部分)、五七八二番一の一部(票柱八号		
柱四号と五号を結んだ線の北側の部分) 及び七一五番の一						
号と五号を結んだ線の北側の部分)、七一四番の一部 (標				平田     尾園     五七三五番二の一部(標柱六号と七号を結んだ線の南側		尾園
五号を結んだ線の北側の部分)、七一三番の一部(標柱四				2	Ī	移
を結んだ線の北側の部分)、七一二番の一部(標柱四号と				, 大 字 字 地		
んだ線の北側の部分)、七一一番の一部(標柱四号と五号						· 抗抗
八番二、七〇九番、七一〇番の一部(標柱四号と五号を結				1.1.1		3
一、七○五番二、七○六番、七○七番、七○八番一、七○				大分県知事 広 瀬 勝 貞		
一、七○○番二、七○一番から七○四番まで、七○五番					<b>介利三年プ月十日</b>	
(標柱一号と二号を結んだ線の南側の部分)、七〇〇番						
の部分)、六九五番から六九七番まで、六九八番の一部				より、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。	項の規定により、	— 一 項
まで、六九四番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の西側				急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第	心傾斜地の出	急
と匹号を結んだ線の西側の部分)、六九一番から六九三番				五百十一号	大分県告示第五百十一号	大分
「『「『『『『『『『『『『『『『』』』。 「『『『『『『』』。 「『『『』』。 「『『『』』。 「『『『』』。 「『『『『』』。 「『『『』』。 「『『』』。 「『『』』。 「『『』』。 「『『』』。 「『『』』。 「『』。 「『						
六八一番の一部(標柱二号から匹号まで						
<b>   ) ひんと、これで書の一音(標札二号と三号を終みた総</b>						
形分)、1710番の一部(票主ニテニニテと吉し)				日田市大字鶴河内字年ノ神二三七七番五まで		
)、六六七番の一部(票主二号と三号を結んだ線の元						

Δ		岡下 岡見上 見西	並→ 早冊より始々・	下屋敷	コエ 牡 旦 だ ハ
元番まで、一三○番一、 号と四号を結んだ線の南側の を順次結んだ線の南側の	三号と唱号と書しざ泉の東側の番分)、一一一番の一部の大学の西側の部分)、一○九番、一一○番の一部(標柱の西側の部分)、一○八番の一部(標柱四号と五号を結めて側の部分)、一○七番の一部(標柱四号と五号を結んだ線の五番まで、一○六番の一部(標柱四号と五号を結んだ線の土側の部分)、一○一番、一○二番一、一○三番から一○	○番の一部(標柱五号から七号までを順次結番を開次結んだ線の西側の部分)及び特五号と六号を結んだ線の西側の部分)、二七号までを順次結んだ線の西側の部分)、二七号をでを順次結んだ線の西側の部分)、二七番の一部(標柱四号と五号を結んだ線の番の一部(標柱四号と五号を結んだ線の	三一・オーカー・オーカー・オーカー・オーカー・オーカー・オーカー・オーカー・オーの部分)、二二子番一の部分)、二二二番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の南側の部分)、二二六番一のの部分)、二二四番の一部(標ーラと三号を結んだ線の南側の部分)、二二四番の一部(標ーラと三号を結んだ線の南側の部分)、二二六番一名	□一三番三まで、□一六番、□一七番一から□一七番三まーの高分) 「一三番三まで、□一二番一から□一九番三まで、□一三番一から□一番、□九九番一から□八番三まで、□九八番一から□八番三十二番一から□八番三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	の部分)、二六九番、二二分番の一部二番、二六八番の一部(標柱三号と四十四号から二号までを順次結んだ線のと二号を結んだ線の南側の部分)、二線の南側の部分)、二四六番、二五〇線の南側の部分)、二四六番、二五〇
二 競争入札の参加者資格レーザー加工機 一式 調達をする物品等の種類	大分県知事 広 瀬 勝 貞七十二号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百		三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名 一 開発区域に含まれる地域の名称 一 開発区域の面積 千八百五十七・九三平方メートル(第一工区) 千八百五十七・九三平方メートル(第一工区) ・ 一 開発区域に含まれる地域の名称・氏名	○公 <b>告</b> 一会和三年八月十日 一会和三年八月十日 一会和三年八月十日 一会和三年八月十日 一会本 本書が完了したので、検査済証を交付した。	番一及び一四二番二、一三九番から一四一番まで、一四二八番一、一三八番二、一三七番三から一三七番六まで、一三六番二、一三二番二、一三五番一から一三四番三まで、一三五番一、一二二番一、一三二番二、一三三番一、一

者であって、 次の○から☆までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者(被補助人、被保佐人又は未成年 契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)又は破産者で復権

七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴 力団(同条第二号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有す 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十 五.

者に必要な資格(令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。)第九 ていない者 条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過し 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する

営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

国税又は都道府県税を滞納している者

年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を いて継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者(基準日において継続して二 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の末日(以下「基準日」という。)にお

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

1 申請の方法

申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、 県の所定の競争入札参加資格審査

申請書の提出先及び問合せ先

2

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒八七〇—八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号

電話 〇九七 (五〇六) 二九六五

申請の時期

3

が期日以降に申請を希望する場合は、 令和三年八月十日 (火曜日) から同月二十六日 (木曜日) までとする。なお、申請者 その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わな

兀 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

い場合がある。

1

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。

2

格の審査の申請により行うものとする。 令和四年十月一日以後、 入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資

競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

インターネットによる入手

大分県ホームページ https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html

六 入札参加資格の取消し等

争入札に参加させないことができる。 が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競 入札参加資格を取得した者が次の口から四までのいずれかに該当する場合その他知事

る者に該当すると判明した場合 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第二項に規定す

二の1の一から伍までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

 $(\equiv)$ 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した

廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った

(四)

2 その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。 1により入札参加資格を取り消し、 又は競争入札に参加させないこととしたときは、

令和3年8月10E

次のとおり一般競争入札に付するので公告する

大分県知事

広

瀬

叛

灬

競争入札に付する事項

 $\widehat{\Xi}$ 調達をする物品等の種類 ワーザー加工機 工具

2 納入期限

令和4年3月31日

3 納入場所

大分県知事が指定する場所

- 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認め、
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和2年大分県告示第326号)第1条に規定する入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。
- (4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。
- (5) この公告の日から11に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- カ 暴力団員が役員となっている事業者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約 5 等を締結している者
- カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 入札参加申請の方法及び期間

大分県物品等電子入札システム(以下「物品等電子入札システム」という。)により入 7

札参加申請を、令和3年8月10日(火)午前10時から同年9月14日(火)午前10時までに 行うこと。

なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札参加届出書(大分県物品等電子入札システム運用基準(以下「運用基準」という。)様式第5号)」及び入札参加資格に係る「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを、令和3年9月14日(火)午前10時(必着)までに持参又は郵送(書留郵便)により提出先に提出すること。

提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2966

4 入札参加資格のない者で入札を希望する者の手続 競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出す

(1) 申請の時期

令和3年8月10日(火)から同月26日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで

なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

(2) 申請書類の入手方法

大分県ホームページより申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。 URL https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2020.html

(3) 申請書類の提出先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

契約に関する事務を担当する部局の名称

電話 097-506-2965

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2966

契約条項を示す場所及び日時

- 大分県ホームページ及び物品等電子入札システム上に令和3年9月21日(火)まで入札 説明書を掲載することにより契約条項を示す。

物品等電子入札システムの利用

大分県報

(公告)

令和三年八月十日

るもののほか運用基準による。 本案件は、物品等電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定め

でに提出すること。 なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を10に掲げる提出場所及び提出期限ま

- 物品等電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
- 使用言語 日本語
- 2 貨 日本国通貨
- 物品等電子入札システムによる入札金額の入力期間
- 入札参加申請が承認された時から令和3年9月21日 (火) 午前10時まで
- 10 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限
- 提出場所 大分県会計管理局用度管財課物品調達班
- 2 提出期限 令和3年9月17日(金)午後5時までに必着のこと。
- 物品等電子入札システムによる開札

開札予定日時 令和3年9月21日(火)午前10時30分

の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限 開札日時及び最低入札価格を別途通知する。 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項

入札保証金に関する事項

しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が 見積総額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結

契約保証金に関する事項

証金の全部又は一部の納付が免除される。 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保

- 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき
- 2 る国立大学法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第 の者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、そ 118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。)と種類及び規模をほぼ同 過去2年間に国(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定 る独立行政法人及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定す

## 15 入札の無效

掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。 大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、 ジング

なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。

- 1 金額の記載がないもの
- 入札に関する条件に違反したもの

2

- 入札書が所定の場所及び日時に到達しないと
- 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき
- 最低制限価格に関する事項

16

落札者の決定の方法

設定しない。

17

- (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内 の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- において、電子くじによる落札者決定を行う。 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、物品等電子入札システム

この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

18 やの街

2

Summary One set of Laser Processing Machine

2

Time limit for tender

19

- 10:00 a.m. 21 September, 2021
- 3 Management Bureau Address
- Property Management Division
- 3-1-1 Ohte-machi, Oita city 870-850. Oita Prefectural Government

査

公

表

TEL 097 - 506 - 2966

## 監査委員公表第676号

教育委員会教育長及び公安委員会委員長から、措置を講じた旨の通知があったので、地方 令和3年3月31日付け監査第788号で提出した定期監査結果の報告に対し、大分県知事、

自治法(昭和22年法律令和3年8月10日	է律第67号)第199条第 0日	自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により次のとおり公表する。 合和3年8月10日			ればならないとされているが、これを行っていな い事例が認められた。
( )		横、横			措置状況
		大分県監査委員 長 野 恭 子 大分県監査委員 井 上 明 夫 十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二			予定価格調書の封書及び保管の事務処理について、事務所内で共有できていなかったため、入札・契約マニュアル等をもとに事務所内で研修を
1 指摘事項についての措置状況					行うとともに、内部統制のリスク発現記録簿に追 加することで、再発防止に努めた。
監査対象機関	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況	(知事部局・福祉化	福祉保健部)	
(警察本部)			東部保健所	令和2年9月4日、	注意事項
臼杵津久見警察署	令和2年12月9日、 令和3年1月20日	指摘事項 パソコン (リース物品)を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。  世番状況		9 Я 8 Н. 10 Я 9 Н	現金出料事務について、私い込むへき現金の値認が不十分であったため、手数料等として領収した現金の一部を払い込まず、後日、会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。
		本事案発生後、あらゆる機会を通じて、副署長等が幹部を含めた全署員に対し、下記基本事項などの教養を継続的に実施し、物品の適正管理に対する意識を高め、同種事案の再発防止に努めている。			措置状況 払込み漏れ分については、翌々開庁日に払込み 済み。 今後は、毎日終業時に保管現金の確認を行った
		4直室に食事専用のテープルを設置し、負する場所とパソコンを使用する場所を分。 ○ 、			戦員が、その時点と発並出網系に記帳するよう戦 底する。 また、銀行払込み時に現金出納表が収支0にな ることを確認するよう徹底する。
		の対したステーペードルバーを実利室舗し、760 ないようにする。 ③パソコン周辺を整理し、付近に液体を置かない。 (4)食事中はパソコンの画面を閉じる。	中部保健所	令和2年9月16日、 10月26日	注意事項① 現金出納事務について、払い込むべき現金の確 現金出納事務について、払い込むべき現金の確 認が不十分であったため、手数料等として領収し た現金の一部を払い込まず、後日、会計規則に定 なられた相間をおさて地合を副機間等にせいる。
2 注意事項につい	ついての措置状況				多ったに対同を恒えて由先法既候過ずにないなんでいる事例が認められた。
監査対象機関	監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況			措置状況①
(知事部局・総務部)	3)				現金出納表の記載を徹底するとともに、領収書及び現金を複数の融員で確認し、手数料の入金額
大分県豊肥振興局 大野川上流開発事 業事務所	令和2年9月11日、 10月13日	注意事項 競争入札の予定価格調書について、予定価格調 書を封書し開札の際これを開札の場所に置かなけ			と領収金額に差異がないようにした。 また、釣り銭残高を毎日、終業時に複数の職員 で確認するようにした。

			衛生委員会や職場研修を通じて、職員へ注意喚		
	(産部)	(知事部局・農林水産部)	措置状況②		
表の記入漏れ及び収入金額と現金残高のずれが生 じないように領収書の原符と収入金額の突合確認 を行う。			注意事項② 公用車等を損傷させたことにより、県に損害を 生じさせた事例が認められた。		
措置状況 現金収入があった際、事業担当者から引き継い だ現金を、庶務担当者が現金出納表への記載をせ ずにそのまま金庫に保管していたが、現金収入の 都度、現金出納表に記載して整理し、現在の現金 残高を確認できるように改めた。また、現金出納			措置状況①		
注意事項 現金出納事務について、払い込むべき現金の確 認が不十分であったため、手数料等として領収し た現金の一部を払い込まず、後日、会計規則に定 められた期間を超えて指定金融機関等に払い込ん でいる事例などが認められた。	令和2年12月16日	動物愛護センター	注意事項①     令和元年度及び令和2年度に発注した委託契約    令和元年度及び令和2年度に発注した委託契約計4件について、競争入札に付する際にその予定    価格を封書にし、開札の際これを開札の場所に置    かなければならないとされているが、これを行っていない事例が認められた。	令和2年11月24日、 令和3年1月12日	衛生環境研究センター
10日までに実績報告書を提出するよう指導した。				生活環境部)	(知事部局・生活も
措置状況 補助事業者に対し、間接補助事業者への支払状 補助事業者に対し、間接補助事業者への支払状況を確認するとともに、今後、3月20日を目処として間接補助事業者から実績報告書及び交付請求 書を受領して精算額を確定させ、3月末までに間接補助事業者への精算払いを終了した上で、4月			カードの管理担当者が使用簿とカードを毎日金庫から出して手元に置き、直接、交付や返却の管理を行うようにした。 母を行うようにした。 今後とも、カード使用後は直ちに返却するよう、職員の意識向上とチェック体制の強化を通じてカードの適正な利用を徹底していく。		
補助金について、実績報告書の提出があったとき に間接補助事業者への支払の確認をせず、事業が 完了していないにもかかわらず、額の確定を行い 補助金を支払っていた事例が認められた。			措置状況② ETCカードやタイムズカード(大手町駐車場 利用終了後)の使用手順(交付、使用、返却)を 全職員に再確認させた。		
注意事項 令和元年度ふるさと創生NPO活動応援事業費	令和2年6月19日、 7月16日	消費生活・男女共 同参画プラザ	寺の理田により、ガートの返却が連延している事例が認められた。		
今後は、公用車の駐車の際には、運転手以外の 職員が誘導等するよう事故の再発防止に努める。			注意事項② 正了Cカード等の管理について、使用者の失念 をご聞出になった。またではおいます。		
起を行った。 併せて、大気測定車のハンドル部分に注意喚起 シールを貼付した			今後ともチェック体制の強化を通じて現金出納 事務の適正な処理を徹底していく。		

L	(はなしくまで)	ことに対し	テコミニスリート		
措置状況 今後は、毎月収納すべき授業料の総額と実際に 納入された授業料について、毎月月末までに財務			措置状況 電話料や電気料等、毎月定期的に支払の必要が		
誤徴収した県立学校授業料の還付について、県費から保護者に対し歳入払戻しを行うべきところ、誤って学校徴収金会計口座から保護者に払い戻し、後日、県費から学校徴収金会計口座に歳入払戻しを行っていた事例が認められた。	11月4日	李 校	注意事項 口座振替による電話料及び電気料の支払について、口座への入金遅れで振替不能となったなどの理由により、支払期日後に納付書で支払った事例が3件認められ、このうち1件は支出負担行為決議書兼支出命令書にかい長の決裁がなかった。	令和2年10月14日、 11月9日	香々地青少年の家
注意事項	令和2年10月1日、	字佐産業科学高等		袋男)	(教育庁及び教育機関)
措置状況 報酬の不足額については、令和2年11月10日に 追給を完了した。 今後は、辞令等の写しを添付する等で確認する とともに複数名によるチェックを行うことで支給 誤りを防ぐ。			管理担当の担当者または保管責任者から速やかに 催促の連絡することで、返却遅延や紛失が生じな いよう徹底した。 また、リスク発現状況記録に記載し、部内会議 にて当該事例を周知するとともに、今後同様事例 が発生することのないよう周知徹底する。		
注意事項 スクールカウンセラーの報酬について、1時間 当たりの報酬単価を誤り、過小に支給している事 例が認められた。	令和2年10月21日、 11月24日	中津北高等学校	措置状況 所属独自でETCカード及びプリペイドカード の使用簿に返却予定日欄を設けるとともに、貸出 時には早期の返却を依頼し、返却されない場合は		
ることとした。 また、収入事務担当者が不在にする場合は、前 日までに他の職員へ事務内容を引き継ぐことで、 現金出納事務を滞りなく行う。			注意事項 ETCカード等の管理について、使用者の失念 等の理由により、カードの返却が遅延している事 例が認められた。	令和2年10月13日から10月14日まで、11月16日	農林水産研究指導 センター畜産研究 部
措置状況 現金出納事務について全事務職員で再度確認す るとともに、毎月末に保管現金を出納員へ報告す			今後とも、より一層、交通事故等の発生防止、 今後とも、より一層、交通事故等の発生防止、 安全運転の励行及び公用車の適切な管理について、職員への指導を徹底する。		
注意事項 現金出納事務について、証明料として領収した 現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金 融機関等に払い込んでいる事例が認められた。	令和2年11月11日、 12月23日	大分工業高等学校	年度当初の農業研究部全体会議や毎月のテームリーダー会議で注意喚起を行うとともに、令和212月には全職員に対して交通安全研修会を開催するなど、安全運転、交通事故等の発生防止に向けた即組を行っている		
う確認を行う。 また、支払決定時に再度出納員がかい長の決裁 漏れ等がないか確認を行う。			じさせた事例が認められた。 措置状況	和3年1月13日	TS.
ある案件については、チェックリストを作成し、 担当者と出納員が相互に支払漏れが発生しないよ			注意事項 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生 でのままがいまするとよ	令和2年12月8日から12月9日まで、今	農林水産研究指導 センター農業研究

令和三年八月	
月十	
Ė	

大分県報(監査公表)

 $\overline{\bigcirc}$ 

			注意事項 物品 (防弾面) を損傷させたことにより、県に	令和2年10月27日、 11月24日	中津警察署
支給している。 手当の認定基準、届出時の必要書類、手当額内 訳、支給の始期等記載の資料を全職員にメール配 信、及び随時の手当認定時に届出職員に配付する など、所属職員に対して各種手当の認定基準等の 周知徹底を図る。また、毎月末に確認メールを全 職員に送付し、受給している各種手当の内容について、認定事由に変更が生じていないか確認を行う。 また、災害等の複数の職員が該当すると思われ			措置状況 本件事案発生後、幹部会議において損傷事案の原因等について情報共有の上、署員に対してパッコン周辺に飲み物やキーボード上に物を置かないことなどの指示を行い、再発防止の徹底を図った。 今後も引き続き、例会等の機会を通じて、物品の適正管理と損傷事案の防止、精密機器を使用する際の基本事項を徹底し、指導教養に取り組む。		
措置状況 全対象職員から交通距離変更に伴う届出を令和 2年10月中に受理し、うち加算額が増加した職員 4名について11月分給与より変更後の手当額にて			注意事項 パソコン (リース物品)を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。	令和2年12月1日か ら12月2日まで、令 和3年1月19日	大分中央警察署
中で121で数級底の 2 4 5 / C。					(警察本部)
注意事項 単身赴任手当について、JR久大線の不通に伴 う交通手段変更に係る交通距離等の確認が不十分 であったことから、変更の届出がなされていない	令和2年9月29日、 10月29日	日田警察署	りに履行されているかどうかを毎月確認し、提出書類には契約書類と履行確認チェックリストを添付し供覧することで、担当以外の者による履行確認の二重チェックも徹底する。		
担害を与える行為であると深く認識し、 りが止に努めるよう指示した。また、防弾 はする総務課職員には、同様の事案を起こ ないよう特に注意するよう指導を行った がよう得に注意するよう指導を行った がよりき続き、例会等で物品の適正な管 がいについて具体的に説明して注意喚起 物品損傷事案の再発防止に努める。			措置状況 委託業者に契約書に基づく提出書類の不備があったことを伝え、作業計画書と実施結果報告書のったことを伝え、作業計画書と実施結果報告書の 提出を受けた。また、委託契約毎に毎月履行確認ができるチェックリストを作成し、履行確認漏れが生じないよう事務手続を改めた。		
も何会や軒部会議など機会を捉えて指示及の教養を行ってきたところであるが、改めて全署員に対し、物品の取扱いの際は一層の注意を払い、一見 頑丈に見えるものであっても繊細に取り扱うよう、また物品を置く場所の選定は慎重に行うよう、周知徹底を図った。物品を損傷させることは			注意事項 給食室ピット清掃業務委託について、仕様書で 受託者に義務づけている作業計画書及び実施結果 報告書の提出がされておらず、履行確認が不十分 である事例が認められた。	令和2年11月26日	<sup>寶</sup> 学校
損害を生じさせた事例が認められた。 措置状況 物品の適正な管理・取扱いについて、これまつ			会計システム等により突合・確認を行うとともに、県費会計と学校徴収金(私費)会計の区分を明確にし、会計規則に則った事務処理を行うよう事務室職員で確認した。		